

豊田合成グループ環境行動憲章

カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミー・ネイチャーポジティブを実現するため、材料調達から廃棄までのライフサイクル全体での環境に配慮・貢献した事業活動に努めます。また、地域社会の一員としての環境マインドを持ち、ステークホルダーとの連携による保全活動に努めます。

環境行動指針

1. 環境に配慮・貢献した事業活動の推進

- ・使用段階における CO2 排出量の削減に向けた BEV・FCEV 向けの製品・技術開発など、環境に配慮した開発に努めます。
- ・日常改善（省エネ）、省エネ設備の導入、省エネ工法の開発、再生可能エネルギーの活用など、資源とエネルギーの効率的利用を徹底し、無駄の削減に努めます。
- ・産業廃棄物の低減、資源の有効利用、リサイクル材、バイオ材の開発と活用にも努めます。
- ・水質汚染や大気汚染を防止するために、排水や排出ガスの管理を強化し、環境負荷の低減に努めます。
- ・行政、地域団体と連携した里山整備や河川・海岸保全などを通じて、生物多様性の保全に努めます。

2. 環境関連の法令順守と環境マネジメントの推進

- ・環境異常を発生させないために、定期的な点検・監査などによる遵法管理の徹底や未然防止活動に努めます。
- ・省エネ道場や環境考動館などを活用した各種環境教育、機関誌、環境イベントの実施を通じて、環境意識の向上を図ります。

3. ステークホルダーとの連携による環境取組み

- ・お客様、株主、投資家、従業員、サプライヤー、地域社会、国・自治体・業界団体との対話を通じて信頼と共感を築き、連携した環境取組みを推進します。

4. グローバル基準での積極的な情報開示

- ・環境に関する社会の動きや要求事項を把握し、社内外への積極的な情報発信に努めます。